「保険業法施行規則等の一部改正案」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	19条の3	吸収分割会社と新設分割会社の定義規定を設けるべき。	ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします。
	1項4号		
2	19条の4	保険業法施行規則 19条の4第7号イにおいて、同規則19	ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします。
	7 号イ	条の3第1項5号、2項11号と同様に「計算規則第四十	
		四条の規定」の後に「又は第四十五条の四の二の規定」を	
		追加すべき。	

以上